

(平成23年1月13日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認滋賀地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 3件

国民年金関係 1件

厚生年金関係 2件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 4件

国民年金関係 1件

厚生年金関係 3件

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち昭和45年4月から46年3月までの期間及び49年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和23年生  
住所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和43年2月及び同年3月  
② 昭和45年4月から46年3月まで  
③ 昭和49年1月から同年3月まで

私は18歳からA職をしており、国民年金はB会が加入手続をして、保険料は給料天引きで確かに納付してくれていたはずである。未納期間があるのは納得できないので、調べて記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が所属していたB会（昭和35年5月にC会から独立し、任意団体として設立）では、平成8年まで、A職とその妻の国民年金の加入手続及び保険料の納付を行っていたことが、関係者の証言から確認できる。

申立期間②について、昭和43年11月16日にD市で払い出された申立人の国民年金手帳記号番号（\*）に係る国民年金被保険者台帳は、申立人が45年12月1日にD市からE町に転出したことに伴い、46年7月10日付けでF社会保険事務所（当時）からG社会保険事務所（当時）に一旦移管されていることが確認できる。ところが、同台帳の被保険者名欄には、申立人の氏名とは異なる「H」の名が記載されていたため、47年1月10日付けで、同台帳はF社会保険事務所に返戻され、以後、46年10月23日にE町で払い出された手帳記号番号（\*）に係る納付記録と統合処理（平成20年6月11日付け）されるまで、同台帳に係る被保険者記録は不在者扱いとされていることが確認できるなど、申立人の年金記録の管理に関し、行政側の不適切な取扱いがあったことがうかがえる。

また、上記統合前の国民年金被保険者台帳には、申立人がD市からE町に転

出した申立期間②に係る昭和 45 年度の国民年金保険料の納付記録が無い。このことについて、B 会は、「個別案件が分かるような資料は何も無い。」としているが、オンライン記録及び同台帳において、i) 保険料の納付日が確認できる年度は、年度当初に前納されていること、ii) 当該期間の保険料が還付された記録は無いこと、さらに、同会から、当該期間の保険料が納付不能により、申立人に返却された記録等も無いことから、同会が当該期間の保険料を納付しなかったとは考え難い。

申立期間③について、申立人の国民年金保険料の納付をした B 会は、申立期間を除く国民年金加入期間の国民年金保険料をおおむね納付しており、当該申立期間は 3 か月と短期間であり、前後の保険料も納付済みである。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間②及び③の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

一方、申立期間①については、当初の国民年金手帳記号番号が、上記のとおり昭和 43 年 11 月 16 日に払い出され、申立人が 20 歳になった同年\*月\*日に遡って被保険者資格が取得されていることが確認できることから、同手帳記号番号が払い出された時点では、当該期間の保険料を過年度納付することが可能であったが、申立人と同様に B 会が加入手続を行った同僚の記録も、加入手続を行った年度以前の納付記録が無いことから、同会は加入手続を行った年度からの保険料を納付する取扱いとなっていたと考えられる。

また、申立人は、国民年金の保険料納付について、「B 会が全て行ってきていたので、何も分からない。」としている。

加えて、申立人が申立期間①の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、当該期間のうち、平成元年9月から同年11月までの期間、2年2月、同年4月及び同年9月を22万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和28年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年7月11日から2年10月1日まで  
厚生労働省の記録では、A社における申立期間の標準報酬月額は20万円となっているが、標準報酬月額22万円に相当する厚生年金保険料が給与から引かれているので、調査をして記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することになる。

したがって、申立期間の標準報酬月額については、申立人から提出された給与明細書に記載されている厚生年金保険料の控除額から、申立期間のうち、平成元年9月から同年11月、2年2月、同年4月及び同年9月は、22万円に訂正することが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、給与支払明細書において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額が、申立期間の全てについて一致していないことから、事業主は、給与支払明細書において確認できる保険料額に見合う標準報酬月額

を社会保険事務所（当時）に届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告示を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成元年7月、同年8月、同年12月、2年1月、同年3月及び同年5月から同年8月までの期間については、申立人の厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額がオンラインの記録を上回るものの、報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と同額又は低額であることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和21年10月25日から22年9月1日までの期間については、厚生年金保険の被保険者であったと認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を21年10月25日に訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、昭和21年10月は90円、同年11月から22年3月までの期間は390円、同年4月及び同年5月は420円並びに同年6月から同年8月までの期間は400円とすることが妥当である。

また、申立期間のうち、昭和29年8月10日から同年9月25日までの期間については、当該期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を同年8月10日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人の当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正10年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和12年3月26日から21年10月15日まで  
② 昭和21年10月15日から22年9月1日まで  
③ 昭和29年8月10日から同年9月25日まで

私は、昭和12年3月26日にA社B支店に入社して以来、54年7月7日まで継続してA社に勤務していた。申立期間につき調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された在籍証明書及び人事記録により、申立人は、申立期間①についてはA社B支店に、申立期間②及び③についてはA社に在籍していたことが確認できる。

申立期間②のうち、昭和21年10月25日から22年9月1日までの期間につ

いては、資格取得日が21年10月25日で、資格喪失日及び標準報酬月額の記事が無い申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳(旧台帳)並びに厚生年金保険被保険者名簿に、○で囲んだ「郵」の表示が確認できることから、申立人は、当該期間に団体郵便年金に加入していたことが確認できる。

さらに、申立人が記載されている厚生年金保険被保険者名簿の同頁において、○で囲んだ「郵」の表示が確認できる同僚については、昭和21年10月8日から22年6月1日までの期間のオンライン記録が確認できる。

加えて、社会保険庁(当時)の資料によれば、団体郵便年金に加入している場合は、労働者年金保険法の制定時から、「団体郵便年金の厚生年金保険法への移管」、「団体郵便年金加入者に対する厚生年金保険法の適用除外」及び「適用除外者に対する被保険者期間の加算」という3つの調整が行われており、厚生年金保険被保険者台帳等に団体郵便年金加入の表示がある場合は、昭和22年9月1日を限度として、厚生年金保険の被保険者期間として認めることとするとされている。

これらを総合的に判断すると、申立人のA社における資格取得日は、昭和21年10月25日であると認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、A社が保管する申立人に係る人事記録から、昭和21年10月は90円、同年11月から22年3月までの期間は390円、同年4月及び同年5月は420円並びに同年6月から同年8月までの期間は400円とすることが妥当である。

申立期間③については、A社から提出された在籍証明書を見ると、申立人は、昭和29年8月10日から30年1月26日までの期間について病気休職中であったことが確認できる。

しかしながら、A社は、「申立人は、正社員であった。当時の社会保険関係の資料は保存していないため詳細は不明であるが、現在の取扱いとしては、休職中であっても厚生年金保険料を控除している。」と回答しているところ、オンライン記録を見ると、病気休職中の昭和29年9月25日から同社に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できる上、雇用保険の記録を見ると、上記の病気休職中であった期間についても被保険者であったことが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間③において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和29年9月の社会保険事務所(当時)の記録から、1万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立期間の申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間①については、A社から提出された在籍証明書及び申立人の供述により、申立人が、当時、A社B支店に勤務していたことは確認できるものの、申立期間①のうち、昭和17年6月1日より前の期間は労働者年金保険法（昭和19年1月1日からは、厚生年金保険法）の施行前である。

また、同法が適用される区域は「内地」である現在の日本国内であることから、「外地」である当時のCに所在していたA社B支店は厚生年金保険法の適用を受けなかった上、事業主は、「当時、A社B支店に勤務していた者については、A社としての厚生年金保険への加入は無く、したがって給与からの保険料の控除も無い。」と回答している。

さらに、申立期間②のうち、昭和21年10月15日から同年10月24日までの期間については、事業主は在籍を証明しているものの、ほかに申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

このほか、申立期間①及び②のうち昭和21年10月15日から同年10月24日までの期間について、厚生年金保険料の控除をうかがえる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②のうち昭和21年10月15日から同年10月24日までの期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。



## 滋賀国民年金 事案 963

### 第1 委員会の結論

申立人の平成6年2月から7年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和49年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年2月から7年5月まで

申立期間は、社会保険庁（当時）から納付勧奨案内が届いたが、一括では支払うことができず、結婚（平成9年5月\*日）後に何回かに分けて納付した記憶がある。今一度記録を調べてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、平成8年8月頃に払い出され、申立人が20歳になった6年\*月\*日に遡って被保険者資格が取得されていることが確認できるものの、結婚（平成9年5月）後において、申立期間の大半の保険料は時効により納付できない。

また、オンライン記録によると、平成8年7月及び同年8月の保険料が同年9月4日に現年度納付された後、7年6月の保険料が9年7月30日に、7年7月の保険料が9年8月21日に、7年8月及び同年9月の保険料が9年9月10日に、それぞれ時効直前に過年度納付されていることが確認でき、保険料の納付書が最終的に作成された日が9年7月18日とされていることから、納付書が作成された時点では、申立期間の保険料は制度上、時効により納付することができなかったものと推認できる。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い上、申立人に対して、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡や申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 26 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 4 月 1 日から同年 10 月 31 日まで  
勤務していた事業所の正確な名称及びその事業所の本社は分からないが、A 県の B にあった C で働いていた。勤務時間は早番と遅番の交代勤務、仕事は D 業務だったが、E も兼ねていた。間違いなく働いていたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたとする事業所は、申立人の申立内容及び同僚等の証言や法人登記簿謄本から、F 社（昭和 48 年 8 月 1 日に G 社に吸収合併）であったと推察され、申立人が申立期間当時に当該事業所に勤務していたことを推認することができる。

しかしながら、申立人が勤務していたとする F 社については、オンライン記録を見ても、厚生年金保険の適用事業所としての記録は見当たらない。

また、G 社に照会しても、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することはできなかった。

さらに、申立期間について厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる給与明細書等の関連資料が無い上、申立人から聴取しても保険料控除等についての記憶が曖昧である。

加えて、申立期間に係る雇用保険の記録も確認できない。

このほか、G 社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿においても、申立期間に、申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番も無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 25 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 8 月 1 日から 52 年 7 月 26 日まで

私の厚生年金保険の記録が、昭和 50 年 8 月から 52 年 6 月まで抜けているが、この期間は間違いなく A 事業所に勤務していた。現在は、同事業所の元社長も亡くなり、また、同事業所も閉鎖しているため尋ねる人も無く困っている。どうか調査してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたとする A 事業所は、登記簿謄本及び厚生年金保険事業所整理記号払出簿から、昭和 52 年 6 月に設立された B 社（事業所整理記号の変更は、昭和 52 年 6 月 27 日）に承継されたことが確認でき、申立人は、オンライン記録上、同年 7 月 26 日から当該事業所に係る厚生年金保険被保険者の記録があるところ、複数の同僚に照会しても、申立人の申立期間における勤務状況及び厚生年金保険の加入状況等を確認できる証言や関連資料を得ることができなかった。

また、当該事業所は既に廃業しており、当時の事業主も亡くなっていることから、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険の加入状況等について確認することはできない。

さらに、申立人の当該事業所における雇用保険の資格取得日も昭和 52 年 7 月 26 日となっており、これはオンライン記録と一致している。

このほか、申立人の申立期間における勤務状況及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 滋賀厚生年金 事案 880 (事案 138 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 13 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 8 月 24 日から 43 年 4 月 1 日まで

A事業所で勤務していた期間のうち、昭和 40 年 8 月 24 日から 43 年 4 月 1 日までの期間について、厚生年金保険の加入記録が無いので確認申立てを行ったところ、年金記録の訂正は必要ではないとする回答があった。

しかし、私は、事業主の長男であり、申立期間中も後継者として継続して勤務していた。どうしても納得できないので、もう一度調査をしてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人が申立期間にA事業所で勤務していたことは推認できるが、i) 申立人は事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことについて確認できる給与明細書等の関連資料を保有しておらず、保険料控除に関する記憶も無いこと、ii) 当該事業所にも当時の関係資料が残っておらず、申立人の給与、厚生年金保険料の控除について確認することができないこと、iii) 当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿においても申立期間当時の健康保険の整理番号に欠番が無いことなどから、既に当委員会の決定に基づき平成 20 年 9 月 26 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の申立てに当たり、申立人から新しい資料等の提出が無かったため、新たに連絡先が把握できた元従業員 4 人に照会したところ、そのうち 1 人の元従業員の配偶者から、当時の事業主は、経費節減のため、その息子 2 人については厚生年金保険に加入させていない時期があったことを当該元従業員から聞いていた旨の供述があった。

このほか、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。